松浦沿岸海岸保全基本計画（案）

令和●年●月

佐　　賀　　県

長　　崎　　県

はじめに

地球規模での環境問題や住民の環境意識の高まり、また海洋レクレーション需要の増大など海岸を取り巻く社会情勢は大きく変化してきた。このような中、国民の生命や財産を護る「災害からの海岸の防護」を主な目的としていた海岸法が、平成 11 年 5 月にこの「防護」に加え「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられ、総合的な観点から海岸管理を行うことを目的に改正がなされた。また、平成 26 年 6 月には、東日本大震災や施設の老朽化を反映し、「海岸の防災・減災対策の強化」並びに「適切な維持管理の確保」の観点が海岸法に加えられた。この海岸法の改正を受け、各都道府県は国において策定された「海岸保全基本方針」に基づき、その地域の特性を踏まえ、学識経験者や地域住民の意見を反映させた「海岸保全基本計画」を策定することとされている。

佐賀県北西部及び長崎県北部に位置する松浦沿岸には、唐津市、伊万里市、松浦市、平戸市、佐世保市という拠点的機能を持つ複数の都市があり、工業、漁港、観光の拠点として発展している。特に本沿岸の大部分は、玄海国定公園、西海国立公園に指定され、日本三大松原の一つである「虹の松原」、七ツ島の柱状節理・海食洞、荒々しい海食崖を持つ「生月島」、美しく穏やかな景観を醸し出す「九十九島」などさまざまな観光資源を有している。

本「松浦沿岸海岸保全基本計画」はこれら松浦沿岸の特性を踏まえ、佐賀県・福岡県界から西海橋（佐世保市）までの離島を含めた総延長 1,175km の松浦沿岸について今後の海岸保全に関する基本的な計画として佐賀県及び長崎県が共同して策定したものである。

加えて、令和 2 年 11 月に変更された海岸保全基本方針に基づき、気候変動等による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、『松浦沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する事項」及び「海岸保全施設の整備に関する事項」、「海岸保全に関するその他の重要事項」を見直し、変更を行ったものである。

【　　目　　次　　】

第１編　海岸の保全に関する事項 1
イ．海岸保全基本計画を策定する範囲 2
ロ．海岸の現況及び保全の方向に関する事項 3
（1）海岸の状況 3
（2）海岸の防護・利用の実態 14
（3）海岸の課題 16
（4）海岸保全の方向 17
ハ．海岸の防護に関する事項 18
（1）海岸防護の目標 18
（2）防護の目標を達成するための施策 19
ニ．海岸環境の整備及び保全に関する事項 21
（1）海岸の環境整備及び保全するための施策 21
ホ．海岸における公衆の適正な利用に関する事項 22
（1）海岸の適正な利用のための施策 22
ヘ．ブロック区分及びブロック毎の海岸保全の方向性 23
（1）ブロック分けの考え方 23
（2）佐賀県沿岸 23
（3）長崎県沿岸 28
第２編　海岸保全施設の整備に関する事項 36
イ．海岸保全施設の考え方 37
ロ．海岸保全施設を整備しようとする区域 37
ハ．海岸保全施設の種類、規模及び配置 37
ニ．海岸保全施設による受益の地域及びその状況 37
ホ．海岸保全施設の維持又は修繕の方法 37
第３編　海岸保全に関するその他の重要事項 38
イ．関連計画との整合性の確保 39
（1）関連する諸法 39
（2）関連する諸計画 39
ロ．関係行政機関との連携調整 40
ハ．地域住民の参画と情報公開 40
ニ．調査研究の推進 40
ホ．計画の見直し 40

第１編

海岸の保全に関する事項

イ．海岸保全基本計画を策定する範囲

海岸保全基本計画を策定する範囲は、海岸保全基本方針に基づき図 1.1 に示す松浦沿岸域（5 市 2 町）とする。

また、松浦沿岸の総延長は約 1,125km（佐賀県：約 259km、長崎県：約 866km）である。

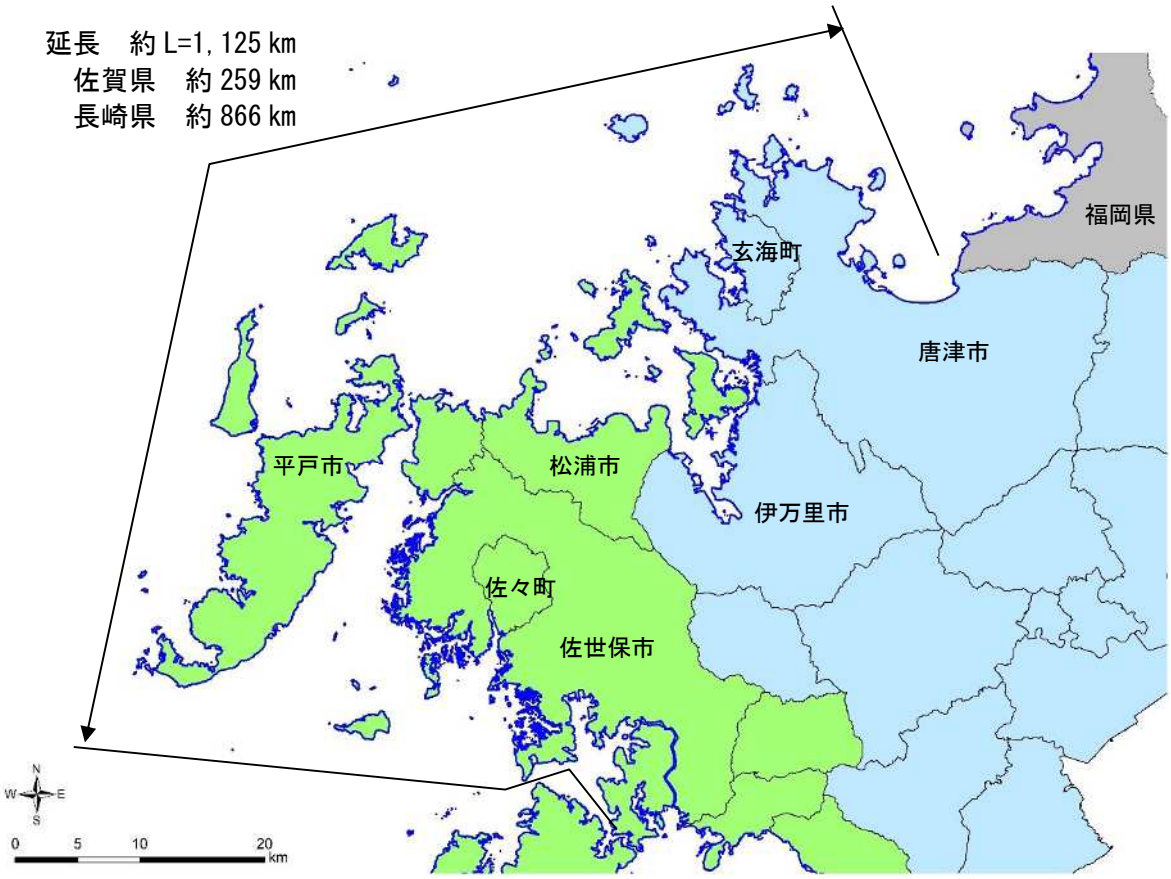


図 1.1　松浦沿岸位置

表 1.1　関連市町村一覧

5 市 2 町	佐賀県	市	唐津市、伊万里市
		町	玄海町
	長崎県	市	松浦市、平戸市、佐世保市
		町	佐々町

令和 8 年 4 月現在

ロ．海岸の現況及び保全の方向に関する事項

（1）海岸の状況

1）海岸の自然的特性

1-1）気象・海象

松浦沿岸の東端に位置する唐津（唐津観測所）では年平均気温は 17.1℃、年平均降水量は約 1,900mm、中央の伊万里（伊万里観測所）では年平均気温 16.7℃、年平均降水量は約 2,300mm（いずれも平成 26 年～令和 7 年平均）、西端の平戸では年平均気温 16.3℃、年平均降水量は約 2,200mm（平成 2～令和 2 年平均；平戸測候所）で降雨は夏季多雨、冬季少雨を示している。

年間平均風速は唐津では 2.3m/s 程度で、7～9 月の S 方向からの期間を除き N 方向が卓越している。季節別では冬季には WNW 方向の風速 10m/s 以上の強風が卓越し、他の時期には NE 方向が卓越している。

また、平戸では冬季の NW 方向の風が卓越した地域であり、冬季の平均風速は 3.8m/s 程度である（平成 2～令和 2 年平均；平戸測候所）。

その他、当沿岸の代表的な地点の潮位を示す。

表 1.2　松浦沿岸の潮位

	既往最高潮位 (T.P.＋m)	朔望平均満潮位 H.W.L (T.P.＋m)	朔望平均干潮位 L.W.L (T.P.＋m)	潮位差 (m)
佐 世 保 港 （佐世保験潮所）	2.20 H24.年 9 月 16 号台風	1.80	-1.50	3.30
唐 津 港 （唐津港検潮所）	1.90 S53 年 8 月	1.35	-0.89	2.24
仮 屋 湾 （仮屋験潮場）	—	1.42	-0.95	2.37

（出典：海上保安庁資料、国土交通省資料）

1-2）地形・地質

佐賀県側の松浦沿岸の形状は大きくリアス式海岸と砂浜に分けられ、上場地区から伊万里湾にかけては※沈降海岸溺れ谷が発達し複雑なリアス式海岸を形成している。一方唐津湾から東側（福岡県側）へは砂浜海岸が続き、海岸沿いの「虹ノ松原」は日本三大松原のひとつとして景勝地となっている。

上場地区は花崗岩や第三紀系地層を基盤とし、粘性の低い玄武岩が噴出してテーブル状に広がり溶岩台地を形成している。また、古第三紀末の地殻変動により長崎県から上場地区にかけてリアス式海岸が形成された。七ツ釜の柱状節理・海食洞は新第三紀末から洪積世にかけて活動した白山火山脈系溶岩の噴出後、侵食によって形成されたものである。

一方、長崎県側の松浦沿岸地域は、第三紀層の堆積後、隆起して削られ、北西へ傾いた平坦面ができた。その上はマグマで覆われ、溶岩台地が形成され、その後、侵食されることにより複雑な起状を持つ地形となった。その後沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス式海岸をつくり、侵食されずに残った台地はメサ状地形となった。

九十九島は主として第三紀の砂岩からでき、生月島は殆どが玄武岩の台地であり、また、西海岸で大規模な海食崖が発達している。松浦北部はリアス式海岸で、特に伊万里湾は第三紀層の沈降海岸で海食崖が発達している。干潟は主に湾奥に見られ、沿岸各地に分布するが、平戸島の南東部や離島ではあまり見られない。

※地盤が沈降することによって、陸上の谷地形が沈水し海面下に沈んで生じた細長い湾。

1-3) 生物相

松浦沿岸は九州本島の西北端にあり、朝鮮半島と東シナ海を挟んで中国大陸に最も近く洪積世に陸続きであったことから、大陸に起因する植物が大半を占め、この中には松浦沿岸が分布の南限となっている植物もある。大陸と陸続きであった頃に分布していた植物の中には、大陸と分離後独自の進化を遂げ南日本の固有種となったものも多い。

また、松浦沿岸は玄界灘に臨み黒潮の分流である対馬暖流の流動区域にあり琉球・台湾などの南方系植物が見られる。

表 1.3 に松浦沿岸に関わりの深い希少生物を記す。

表 1.3　松浦沿岸に関わりの深い希少生物

県域	分類	名称	環境庁カテゴリー	生息地
佐賀県域	植物	シバナ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	唐津市・伊万里市
	鳥類	チュウヒ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	伊万里市長浜
		カラスバト	絶滅危惧Ⅱ類(NT)	玄界灘の離島
	爬虫類	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	唐津市
	甲殻類	カブトガニ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	伊万里湾
	昆虫	シオアメンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	唐津市・伊万里市
長崎県域	植物	ワカツルモ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	平戸市・生月町
		ゲンカイミミナグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	平戸市・生月町
		ウラギク	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		ヒロハマツナ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		ハマジンチョウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		ハマサジ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		リュウノヒゲモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	福島町
		ヤリテンツキ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	福島町
	鳥類	ウミスズメ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	九十九島周辺
		クロツラヘラサギ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	九十九島周辺
		コシャクシギ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	九十九島周辺
		ツクシガモ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	平戸市
		オジロワシ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	平戸市
		カンムリウミスズメ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺・平戸市
		ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺・平戸市
		アカアシシギ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺・平戸市
		ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	平戸市
	甲殻類	カブトガニ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	平戸市・松浦市・鷹島町・度島
		ハクセンシオマネキ	純絶滅危惧種(NT)	九十九島周辺・福島町
	昆虫	ベッコウトンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	九十九島周辺
		タイワンツバメシジミ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	九十九島周辺

出典）佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物

RED DATA BOOK 2001 ながさきの希少な野生動植物

1-4）水質

松浦沿岸海域の水質は、水質汚濁の主要な指標であるＣＯＤ（化学的酸素要求量）でみると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点 32 箇所（A 類型 22 箇所、B 類型 10 箇所）のうち、令和 6 年度においては松浦海域で 2 箇所、北松海域で 1 箇所、玄界水域で 2 箇所、環境基準を上回っている。その他は、全ての箇所で環境基準に適合している。

（出典：令和 6 年度　公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が 12 箇所あり、開設前の水質は、判定 AA･･･6 箇所、A･･･4 箇所であったが、大半は良好な水質結果となっている。

（出典：令和 7 年度　水浴場（開設前）の水質調査結果）

1-5）流入河川

松浦沿岸には、一級河川 1 河川、二級河川 64 河川の計 65 河川が流入している。表 1.4 に松浦沿岸への流入河川一覧を記す。

表 1.4　松浦沿岸への流入河川

佐賀県沿岸	一級河川	松　浦　川		
	二級河川 （２８河川）	玉　島　川	八　田　川	木　須　川
		佐　志　川	浜 野 浦 川	伊 万 里 川
		浦　　川	石　田　川	有　田　川
		橋　本　川	有　浦　川	脇　野　川
		呼　子　川	座　　川	里　　川
		江　頭　川	田野新田川	後　　川
		潟　　川	波 多 津 川	楠　久　川
		野　元　川	立　　川	佐　代　川
		浦　町　川	拝　　川	志　礼　川
		黒　塩　川		
長崎県沿岸	二級河川 （３６河川）	相浦川	悪太郎川	今福川
		上矢岳川	江迎川	竹　田　川
		志　佐　川	敷　佐　川	調　川　川
		谷　郷　川	竜　尾　川	西　流　川
		中津良川	中　　川	東　流　川
		日　宇　川	早　岐　川	福　石　川
		人　柱　川	樋　口　川	古　田　川
		宮　村　川	安　満　川	大加瀬川
		釜　田　川	鏡　　川	神曽根川
		神　の　川	金　田　川	久　吹　川
		小佐々川	小　森　川	坂　瀬　川
		佐　々　川	佐世保川	鹿　町　川

出典）佐賀県河川管内図、長崎県河川管内図

1-6）景観

松浦沿岸の佐賀県域においては、海岸の大部分が玄海国定公園内にあり、自然の風景地を保護するとともにレクレーション的な利用の増進を図っており、国民の休養及び教化に資している。リアス式海岸のなかでも海食洞、柱状節理の七ツ釜、玄武岩の岩脈により形成された立神岩（写真 1.1）等は自然景観に恵まれている。また、砂浜が続く虹ノ松原（写真 1.2）は日本三大松原の一つとして有名であり、多くの観光客が訪れている。

一方、長崎県域においては、ほぼ全域が西海国立公園、または玄海国定公園に指定されている。特に、九十九島に代表される変化に富んだリアス式海岸や無数の島々が織りなす美しい海岸線は、本沿岸を特徴付けるものである。

西海国立公園中屈指の景勝地といわれる九十九島一帯（写真 1.3）は、日本で最も複雑な沈降海岸の１つで、島の配置・密度・澄んだ海水とあらゆる点ですぐれた多島海の美しさを見せている。また、これらの海岸景観は貴重な観光資源ともなっている。

また、生月町には、南北に 500m、高さ約 20mの規模の柱状節理（写真 1.4）が形成され、その見事な景観は、県の天然記念物に指定されている。



写真 1.1　立神岩（唐津市）



写真 1.2　虹ノ松原（唐津市）



写真 1.3　多島海（九十九島：佐世保市）



写真 1.4　海食崖（塩俵の柱状節理：平戸市）

2）海岸と社会的特性

2-1）人口

松浦沿岸5市2町の人口は、約483,000人（佐賀県：約176,000人、長崎県：約308,000人）であり、佐賀県人口の約20%、長崎県人口の約23%を占めている。そのうち、佐世保市の24.3万人が際だって多く、続いて旧唐津市7.5万人、伊万里市5.3万人、平戸市2.9万人、松浦市2.1万人と続いている（令和2年国勢調査）。

市町村別の人口推移をみると、佐世保市周辺の佐々町、小佐々町が増加傾向で推移している他は横這いか減少傾向にある。

表1.5　松浦沿岸人口の推移　　単位：人

	市町村	平成22年	平成27年	令和2年
佐賀県	唐津市（旧唐津市）	126,926 (76,793)	122,785 (76,449)	117,373 (74,749)
	伊万里市	57,161	55,238	52,629
	玄海町	6,379	5,902	5,609
	唐津市浜玉町	10,752	10,860	11,140
	唐津市肥前町	7,883	6,982	5,943
	唐津市鎮西町	6,258	5,442	4,974
	唐津市呼子町	5,184	4,600	3,893
長崎県	佐世保市（旧佐世保市）	261,101	255,439	243,223
	平戸市（旧平戸市）	34,905	31,920	29,365
	松浦市（旧松浦市）	25,145	23,309	21,271
	佐々町	13,599	13,626	13,912
	地区計	525,216	508,219	483,382

出典：令和2年国勢調査

2-2）産業構成

松浦沿岸の佐賀県域の就業者の産業構成比は、第一次産業7.5%、第二次産業24.1%、第三次産業65.5%（令和2年国勢調査）で佐賀県平均に比べ第一次産業就業者の占める割合が高くなっており、市街地を除く周辺部では第一次産業が基幹産業となっている。

また、第一次産業就業者のうち、漁業に従事する就業者の構成比は県全体値を上回り松浦沿岸の豊かな水産資源に支えられ漁業が盛んな地域となっている。

一方、長崎県域の産業別就業者数は、第一次産業は平戸市で県平均の 6.6%と比べて17.6%と高く、逆に佐世保市、佐々町では県平均よりも低い値を示している。全産業に占める漁業人口の割合は、平戸市が8%台と高い。一方、佐世保市、佐々町は1%以下と非常に低い。第二次産業は、18%～28%と県平均の 18.8%と比べて同等か比較的高い値を示している。第三次産業は、佐世保市が 75%と高い比率を示しているとともに、佐々町で68%と、高い比率を示している。この比率を沿岸全域における昭和50 年から平成22年までの過去35 年間の推移で見ると、第一次産業が17.0%から5.8%と約1/3 程度まで減少し、第二次産業は25.1%から19.6%と0.8 倍に減少、第三次産業は57.8%から72.6%と1.3倍の増加を示している。その他、本沿岸は地形上、造船所の立地場所として適しており、造船業も盛んである。（出典：令和2年国勢調査）

2-3）漁業

松浦沿岸域には、73 の漁港があり、そのうち第 1 種漁港 54 港、第 2 種漁港 16 港、第 3 種漁港 3 港があり、魚種別にみると主にいか類、まあじ、さば類、まだい、イワシ、貝類（あわび類、さざえ）、うに類、えび類などが水揚げされる。

また、養殖業も盛んであり、佐賀県唐津市肥前町では、まだい、ぶり類、真珠、伊万里市ではくるまえびが養殖されており、長崎県松浦市鷹島町においてフグが養殖されている。さらに、長崎県北松浦半島北部、平戸島周辺では魚類養殖、九十九島付近では真珠養殖及びカキ養殖が営まれている。

2-4）アクセス

松浦沿岸には重要港湾が唐津港、伊万里港及び佐世保港の 3 港あり古くから大陸との交易の中心地として栄えている。また、地方港湾は 17 港があり海岸・離島連絡や水産物の水揚げ等地域に密着した利用がなされている。

主要なアクセス道路として、海岸線に沿って国道 204 号が走っており、また、現在西九州道路も整備中で、観光ルートとして、また、物流のネットワークとして今後福岡方面へのアクセスの向上が期待されている

また、鉄道が佐世保を起点として、佐賀方面へ JR 佐世保線、大村方面へ JR 大村線、田平を経由して伊万里方面へ松浦鉄道が延びている。

2-5）歴史・文化

松浦沿岸の佐賀県域は玄界灘に面し、地理的に韓国及び中国大陸に最も近接していることから、古来より大陸文化渡来の地として万葉集等の古記の中にも多くの歌が残されている。この地域の中心であった唐津の地名は、「唐(韓国、中国)に渡る港(津)」が語源といわれており、「魏志倭人伝」に記されている「末盧」は、東西松浦郡の「松浦」の語源といわれている。当地には古代から銅鏡や銅剣などがいち早く輸入され、近世初頭には朝鮮等から製陶技術が伝来して広まったとされる「唐津焼」は“一楽、二萩、三唐津”と称され茶人・愛陶家に尊ばれている。

また、伊万里も古くから焼き物の里として知られ、有田や伊万里には多くの窯があり唐津と並んで焼き物の交易では国内はもとより海外に広がり「有田焼」や「伊万里焼」は世界的にも有名である。

日本三大松原の「虹ノ松原」は、17 世紀初め初代唐津藩主寺沢志摩守広高が防風防潮林として海岸線の砂丘にクロマツを植林したのがはじまりとされている。

一方、長崎県域の北松浦郡では、縄文土器が発掘されており、古代より人々が暮らしていたことが明らかとされている。8 世紀初頭に編纂された「肥前国風土記」には、松浦郡について記されている。

平安時代中期より、松浦地方沿岸には松浦党と呼ばれる武力集団が割拠し、源平合戦では平家方の水軍として活躍したと言われる。鎌倉幕府の成立後、松浦一族は個別的に幕府と御家人関係を結んでいったとされ、地頭に補任される者もあった。

16 世紀にはいり、戦国時代になっても松浦氏は勢力を伸ばし、平戸では王直（中国人倭寇の首領）を保護し、中国貿易により利益を得た。同様にポルトガル船の来航を歓迎し様々な交易で繁栄したものの、その後、仏教徒や家臣団の反発により宣教師を追放した。平戸藩の松浦氏は、秀吉の朝鮮出兵で活躍し、多くの陶工を連れ帰り、旧領 6 万 3000 石を安堵された。しかし江戸時代に入り鎖国が強化されると、海外貿易で繁栄していた平戸は衰退していった。1867 年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871 年の廃藩置県により平戸藩は長崎県に統合された。

明治維新後、佐世保は海軍の町として栄え、近代化の進展とともに周辺地域の炭田の開発も行われ、北松浦郡一帯が炭坑の町として栄えた。

なお、平戸市は、国及び県指定文化財が多く分布し、鷹島町においては、海底より元寇当時の遺物が多く引き上げられている。

2-6）海岸利用・レクリエーション

松浦沿岸域の主要な観光資源は、海岸沿いに多く散在しており、虹ノ松原（写真 1.5）、名護屋城跡、波戸岬（写真 1.6）、佐世保市の亜熱帯動植物園や西海パールシーリゾート（写真 1.7）、平戸市の松浦史料博物館などがあり、多くの観光客が訪れ利用している。

唐津湾の周辺に自然の砂浜が形成され、夏場は海水浴に利用され地域の観光産業となっている。また、立神岩付近には玄界灘の波を求めて多くのサーファーが訪れている。

九十九島は自然が生み出した重要な観光資源である。佐世保市の「西海パールシーリゾート」は、九十九島の玄関口にある観光・海洋レジャーの拠点であり、九十九島遊覧船や水族館、船の展示館など海をテーマにした施設が整備されている。

その他松浦沿岸には砂浜が点在し、夏期は海水浴場として賑わっている。特に伊万里市の伊万里人工海浜公園（イマリンビーチ）（写真 1.8）、平戸市の根獅子の浜海水浴場（写真 1.9）は日本の水浴場 88 選（平成 13 年）に選定されるほど美しい砂浜である。



写真 1.5　虹ノ松原（唐津市）



写真 1.6　波戸岬（唐津市）



写真 1.8
伊万里人工海浜公園（伊万里市）



写真 1.7
西海パールシーリゾート（佐世保市）



写真 1.9
根獅子の浜海水浴場（平戸市）

2-7）地域住民の活動

松浦沿岸域においては、地域住民等による海岸清掃、環境保全等のボランティア活動が行われている。

現在、佐賀県の唐津市では毎年 6 月に海岸清掃のボランティア活動としてラブ・アースクリーンアップ活動（写真 1.10）が実施されており多くの市民が参加している。

また、長崎県では「県民参加の地域づくり事業」において、行政と地域住民が協働して、「河川」、「道路」、「海岸」、「港湾」を対象に清掃活動を実施している。（写真 1.11）



写真 1.10　ラブ・アースクリーンアップ活動（唐津市）



写真 1.11　県民参加の地域づくり事業

(2) 海岸の防護・利用の実態

1)既往災害の実態

九州は台風の常襲地帯であり、松浦沿岸でもっとも大きく被害を受けるのは、台風が九州の南西海上から直接松浦沿岸に来襲するか、または九州の西方を北上する場合である。

昭和 26 年 10 月の台風第 11 号（マージ台風）が九州の中央を縦走し、両県下のほぼ全域で高潮の被害を受けた。昭和 26 年 10 月の台風第 15 号（ルース台風）では県下全域が暴風雨によって大きな被害を受け、特に北松浦郡ではさらに高潮が加わり、被害が大きくなった。また、昭和 31 年 8 月の台風 9 号、9 月の台風 12 号、昭和 34 年 9 月の台風 14 号、昭和 38 年の台風 4 号では松浦沿岸各地で高潮被害が発生している。また、昭和 40 年 9 月の台風 23 号では高波による被害が発生している。

近年では昭和 46 年 11 月の台風 35 号により唐津市で台風の余波による高波で海水が侵入し被災し、昭和 62 年台風第 12 号では平戸の前津吉漁港に建設中の防波堤が決壊した。

2)海岸事業の実態

松浦沿岸は、社会基盤施設や住宅の多くが、リアス式海岸の入江の平地に点在しており、一部老朽化の著しい護岸がある。過去、幾多の台風、季節風に起因する高潮などにより護岸の決壊、海岸線の浸水、侵食、洗掘、海水の越波、塩害の被害が発生してきた。

これらに対し、昭和 31 年海岸法制定後の昭和 30 年代後半から、高潮対策事業等による海岸整備を実施しており、写真 1.12 は伊万里港海岸、写真 1.13 廻田海岸で整備された海岸保全施設である。また、海洋性レクリエーション需要の増大に対応して、環境等整備事業等に取り組んだ。

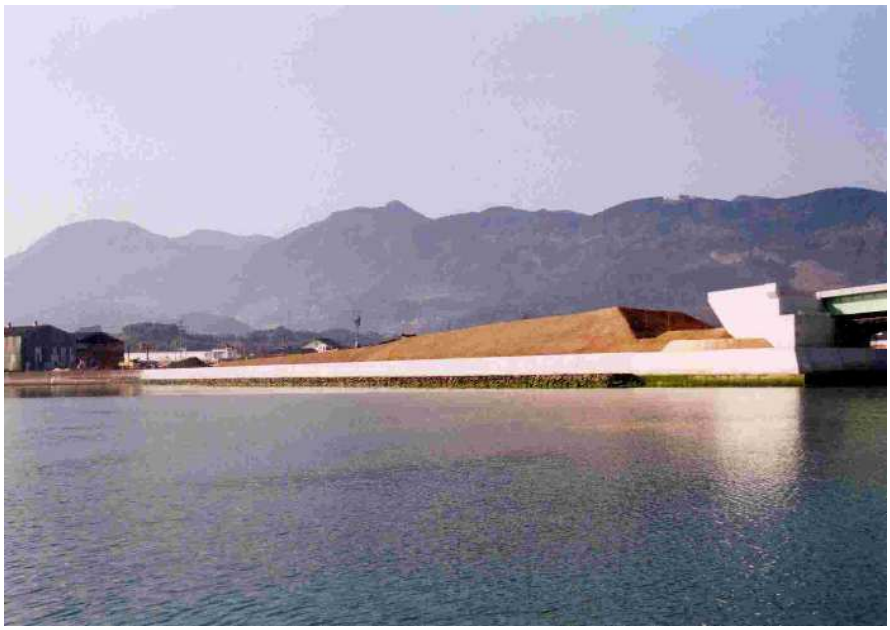


写真 1.12　伊万里港海岸



写真 1.13　廻田海岸

(3) 海岸の課題

1) 海岸の防護に係る現状と課題

松浦沿岸には、平戸島や生月島等の東シナ海の外洋に面し波が高い地域と、リアス式海岸の入り組んだ地形により波は比較的穏やかな地域が混在している。本沿岸部の海岸は、台風による高波・高潮被害や冬季季節風の被害を受けてきた。

海浜においては、侵食による前浜の減少が著しく進んでおり、越波被害が増加する事が予想され風光明媚な海岸線の景観にも影響を及ぼしている。

また、本沿岸の海岸施設は老朽化が進んでいるところもあり、一部では越波、侵食の被害が発生していることから、施設整備等のハード対策を十分に行うほか、ソフト対策の実施も進めていくことが重要である。

2) 環境の整備と保全に係る現状と課題

当沿岸域において保全施設の整備が行われてきた箇所の多くは、背後地に社会基盤や市街地があるところで、その整備は主に防護に重点を置いた海岸線整備であった。本沿岸部は、多くの自然海岸や磯、海岸林などが残されており、西海国立公園、玄界国定公園として位置付けられ、九十九島等の優雅な景観を持つリアス式海岸や、生月島等の東シナ海に面した荒々しい海岸景観を有している。

また、多種な生物の生息する藻場が広く分布している他、点在する小規模な干潟にはカブトガニやハクセンシオマネキ等の貴重な動植物の生息が確認されている。

唐津湾と伊万里湾といった陸域に近接した海域では、水質の環境基準値を超過しており、陸域からの汚濁負荷量を減少させる等の改善が必要となっている。

こうした現状を踏まえて、豊かな自然環境や景観を保全しつつ、水質の保全や海岸侵食及び漁場環境の保全の問題についても対策を講じていくことが重要な課題としてあげられる。

3) 公衆の適正な利用に係る現状と課題

本沿岸域は虹ノ松原、九十九島や生月島の断崖等の優れた自然資源を活かした観光地が多数存在する。

また、地形上、天然の良港が多く、増殖場や魚礁なども多く設置され、沿岸漁業も盛んである。同様に、造船所の立地場所としても適しており、大小の造船所がある。

平戸島や北松浦半島北岸、唐津北岸には美しい砂浜もあり、海水浴場等に毎年多くの利用客が訪れている。

一方で、近年、海岸利用の多様化、高齢化が進んでおり利便施設の整備、施設のバリアフリー化、海岸利用のルール化など利用面での課題となっている。また、観光産業として地域振興、地域交流の活性化を図っていくためには、海岸の PR やアクセスの整備も課題である。

(4) 海岸保全の方向

松浦沿岸の海岸の保全の方向については、地域の自然的・社会的特性を配慮し、高潮・波浪・侵食に対する防護とともに、海岸の環境や海岸の利用に配慮した海岸づくりを推進していく。

また、「防護」、「環境」及び「利用」の調和のとれた海岸を保全していくために、地元や関係機関等と連携して海岸の適正な管理に努めていく。

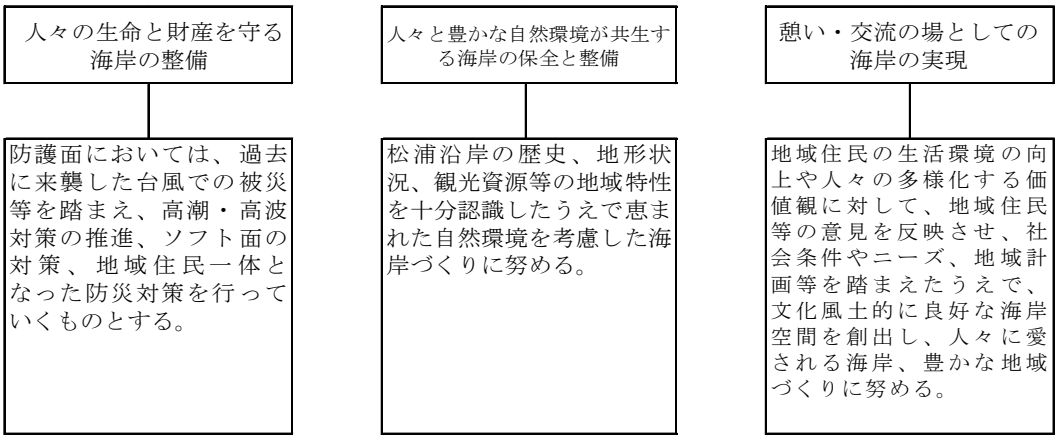
■ 基本理念

① 人々の生命と財産を守る海岸の整備

② 人々と豊かな自然環境が共生する海岸の保全と整備

③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

基本理念を認識したうえで、「災害からの海岸域の防護」と「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」の視点に立って、美しく安全で、いきいきとした海岸を目指し、良好な松浦沿岸域を次世代へ継承していくものとする。



ハ．海岸の防護に関する事項

松浦沿岸の防護に関する「目標」と「施策」を以下に示す。

(1) 海岸防護の目標

松浦沿岸の「高潮」、「津波」、「侵食」に対する防護目標を気候変動の影響を踏まえて、以下のとおり設定する。なお、複数の水準が関与する海岸については、その最大値を採用することとする。

a. 高潮に対する防護

高潮に対しては、過去に発生した高潮の記録に基づく海面水位に、適切に推算した波浪の影響を考慮し、高潮被害を受けないことを目標とする。

計画外力については、原則以下のとおり設定する。

計画高潮位

計画高潮位は、海域特性、観測記録等から設定される海面水位に、気候変動による平均海面水位の上昇量と潮位偏差を加えて設定する。

平均海面水位

文部科学省及び気象庁による 21 世紀末の平均海面水位上昇量（2℃上昇シナリオ）の平均値から設定する。

潮位偏差

気候変動により想定される台風の中心気圧の低下量(※)を反映した高潮シミュレーションにより偏差を推算する。

※気候予測データベース上の現在気候と将来気候（2℃上昇シナリオ）の台風中心気圧の変化率により設定。

計画波浪

計画波浪は、各海域の特性を考慮した算定手法により設定する。

また、長期間の波浪推算に基づく最新の統計値及び気候変動の影響により将来予測される長期変化量を考慮し設定する。

計画規模は、防護対象となる背後地の状況等を勘案し、適切に設定する。

なお、外力の変化には予測の幅があることから、地域特性や施設整備の効率性に留意したうえで、必要に応じて計画外力の平均値に予測幅を考慮した値を施設設計に活用できるものとする。

b. 津波に対する防護

津波に対しては、高潮に対する従来の海岸保全施設の整備に併せて各沿岸において必要な警戒・避難体制整備等のソフト対策を進め、海岸及び沿岸域の被害を最小限に抑えることを目標とする。

c. 侵食に対する防護

侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

(2) 防護の目標を達成するための施策

海岸の防護にかかる課題に対応するため、以下に示す施策を地域の特性に応じて実施する。

【高潮対策、越波対策】

気候変動を考慮した防護目標を踏まえて、未整備箇所や天端高が不足する箇所について、整備効果や背後地の状況（人口、社会インフラの整備状況及び土地の利用状況）等を総合的に勘案したうえで整備促進を図る。

冬季風浪による施設被害、越波被害が発生する海岸並びに台風襲来に伴う高潮被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。また、必要によっては、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を採用する。

また、整備規模が大きく、整備に時間を要する施設等では、段階的な整備を取り入れることについても検討する。

【減災への取り組みやソフト対策】

防護水準を越える高潮・波浪に対しては、市町村等関係機関と連携し、警戒・避難体制の整備や避難場所の周知、災害情報の提供等ソフト対策により被害の軽減に努める。

【侵食対策】

侵食が進行している海岸については、背後に被害が生じる可能性が高い場合、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、景観に配慮しながら汀線の回復に努める。また、気候変動による砂浜への影響は不確実性が高い。侵食が進んでいる海岸では砂浜の状態を長期的にモニタリングし、順応的に管理・対応する。

【地震対策】

地域の実情に応じて、液状化対策を含む地震対策及び既存施設の補強・改良を行いながら海岸保全施設の耐震化に努める。

【津波対策】

松浦沿岸においては津波の被害例は少ないが、島しょ、半島が多く海岸延長も長いことから、高潮に対する従来の海岸保全施設の整備に併せて、各沿岸において必要な警戒・避難体制整備等のソフト対策を進め、海岸及び沿岸域の被害の軽減に努める。

【海岸保全施設の機能維持】

老朽化の著しい施設については、その状況に応じて機能維持並びに修復に努める。

【防風・防潮林の整備】

海岸域は、台風時の飛塩により作物の大規模な塩害が発生する場合が多いいため、暴風・防潮林の維持、回復に努める。

【新技術の適用】

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後もコスト縮減に努めると共に、環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた新技術の適用に努める。

【異常気象・気候変動への対応】

異常気象や気候変動等に伴う海面上昇については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。また、気候変動に関するモニタリング結果や、気候変動に係る新たな知見、最新の予測結果を用いて、適宜、対応策を検討していくものとする。

ニ．海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸の環境整備及び保全するための施策

環境の整備と保全にかかる課題に対応するため、以下に示す施策を地域の特性に応じて実施する。

【生態系の保全・復元】

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した工法・構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においても、必要に応じ専門家等の意見を聴くものとする。

【ボランティア活動の推進】

海岸域の貴重な動植物を保護育成するとともに、ゴミ等の散在による環境の悪化を防ぐために、海岸美化活動をはじめとする日常的なボランティア活動等を推進するために関係機関と連携を図り、海岸愛護の啓発に努める。

【環境情報の収集】

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報を、関係機関との連携を図り、収集に努める。

【緑化の推進】

海岸林や公園整備などが海岸線において配置されている場合、大半が拠点的にとどまり、必ずしも良好な景観形成や多様な生態系を創出するだけの質・量を確保できていない。

このため、防風・防潮効果、シンボル的効果、公園等の併設によるオアシス的効果、観光の効果を出すなどの付加価値を考慮し緑地などの確保を検討する。

【新技術の適用】

これまで海岸付近の自然環境を残すための新しい技術を適用してきたが、今後もコスト縮減に努めると共に防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた新技術の適用に努める。

【藻場の保全】

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

ホ．海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1)海岸の適正な利用のための施策

公衆の適正な利用にかかる課題に対応するため、以下に示す施策を地域の特性に応じて実施する。

【利用者に配慮した設置計画】

海や海岸は、多くの人々が利用の場と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等も海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進に努め、海岸へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

【海岸利用時のマナー向上及び規制】

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。また、砂浜に生息・生育する生物の保護のために、関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

【関連施策（プロジェクト）との連携】

海岸の適正な利用の推進においては、海岸及び周辺で行われる施策（プロジェクト）との関連を図る。

【地域住民との連携】

海岸を広く適切に活用し、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及びゴミ処理など自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

【新技術の適用】

今後もコスト縮減を図るとともに、防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた新技術の適用に努める。

へ．ブロック区分及びブロック毎の海岸保全の方向性

(1) ブロック分けの考え方

海岸保全基本方針では、「防護」、「環境」及び「利用」の三つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。

佐賀県では、防護・環境・利用が調和した海岸整備をより自然的・社会的特性地域に即したものとなるように、ブロック区分に当たっては、背後の利用状況や沿岸市町のまちづくりの動向等を踏まえて３つのブロックに区分けしている。

また、長崎県では、自然的・社会的特性を考慮したブロック区分を設定し、ブロック毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策を実施していく。

(2) 佐賀県沿岸

1)沿岸域の区域分け

a 唐津湾ブロック

唐津湾内に位置し、砂浜を有する海岸線で、福岡県の県境から唐津市土器崎の範囲にあたる。本ブロックは松浦沿岸で最も広大な海浜を有し、唐津域や虹の松原など観光資源に優れ、また、マリンスポーツ等のイベントも多く、県内外からの利用が多い区域である。関係市町村は唐津市である。

b 玄界ブロック

松浦沿岸の北西部に位置し玄界灘の波の影響を強く受けたリアス式海岸の特徴を持ち、唐津市土器崎から日比水道北端までと有人離島６島を含む範囲にあたる。本ブロックは、全国的に有名な名護屋城跡や波戸岬、七ツ釜のほか呼子朝市などの観光資源に恵まれ、県内外からの利用が多い区域である。また、自然が多く残り貴重な動植物の生息が確認されている区間である。関係市町村は、唐津市・玄海町である。

c 伊万里湾ブロック

本ブロックは伊万里湾に位置する広大な干潟を有する穏やかな海域で日比水道北端から長崎県境までの範囲にあたる。本ブロックは古くから港として発達してきた区域であり、そのほとんどが干拓等による人工海岸であることの反面、伊万里川の河口では土砂供給により多くの動植物が生息している豊かな干潟がひろがり、いろは島など松浦沿岸北部とは相違な様相を持つ区域である。関係市町村は、唐津市・伊万里市である。

2) ブロック毎の海岸保全に対する考え方

対象沿岸でのブロック毎の海岸保全目標は、沿岸市町のまちづくりの動向等を踏まえて以降に示す。

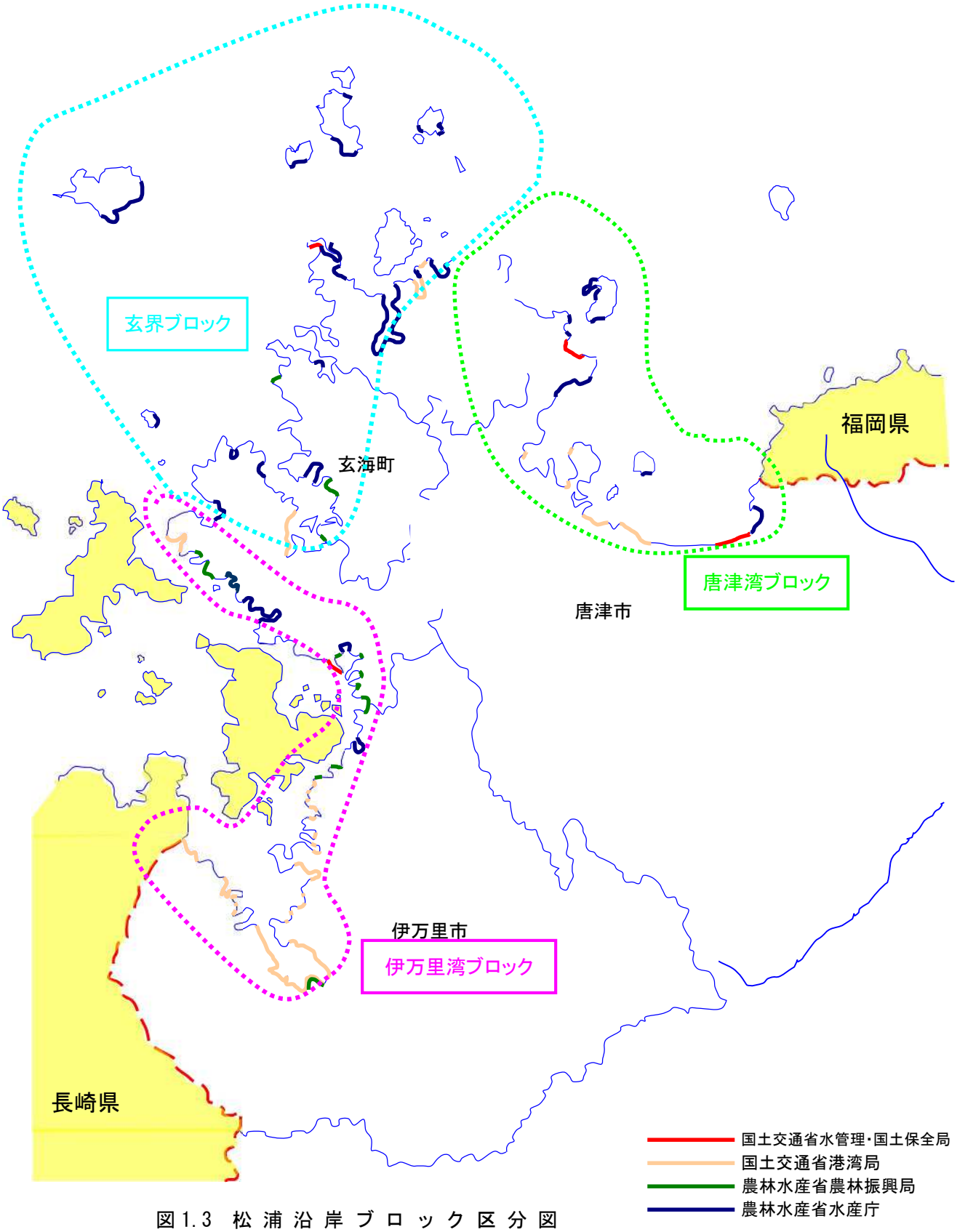


図 1.3　松 浦 沿 岸 ブ ロ ッ ク 区 分 図

美しい松原・やさしい里浜づくり

ブロック名	唐津湾ブロック
海岸	浜崎漁港海岸、浜玉海岸、唐津港海岸、高島漁港海岸、相賀漁港海岸、唐津海岸、湊浜漁港海岸、神集島漁港海岸、屋形石漁港海岸
対象地域の現況	【位置】 ○福岡県の県境から唐津市西部の土器崎までの範囲 【自然】 ○日本三大松原の一つ「虹ノ松原」をはじめ白砂青松に恵まれた砂浜海岸が続く。 ○この海浜ではアカウミガメ（絶滅危惧種）の生息が確認されていたが、平成８年頃から人の流入により産卵環境が悪化したことで当海浜での産卵は確認されていない。 ○植生はハマヒルガオ、オヒシバ等が群落を形成している。 ○通年でウミネコのほか、冬季にユリカモメ、ヒドリガモ、ミヤマカラスが見られる。 【利用】 ○唐津湾ブロックは豊富な観光資源を有する唐津市への観光客が多い。 ○広大な海浜は海水浴場に指定されマリンスポーツやイベントなどが盛んに行われている。 ○唐津港は伊万里港と並び、佐賀県北域の物資の搬入出港として利用されている。
整備の基本方針	【整備の方向】 ○老朽化の著しい護岸等については、その状況に応じて改築・新築等の施設整備に努める。 ○利用の増加による環境面などの変化に配慮し、地域住民や関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、松原の清掃などのボランティア活動等を促進し自然環境の維持管理に努める。 ○唐津市の優れた観光資源を前面に生かした海岸利用の促進に努め、適正な海岸保全を図りながら、海浜の環境の維持・再生・整備を進めていく。 【自然】 ○砂浜海岸の貴重な塩生植生群や生態系の保全を図り、その観察を通じた環境学習の場とする。 【利用】 ○観光資源としての保全と利用との調和を図りつつ、砂浜を活かしたレクレーションの場づくりを行う。 ○広大な砂浜と背後の松原景観を保全するための施策を講じる。

自然のロマンを感じる海岸・海と大地のハーモニー

ブロック名	**玄界ブロック**
海岸	小友漁港海岸、呼子漁港海岸、呼子港海岸、加部島漁港海岸、小川島漁港海岸、加唐島漁港海岸、松島漁港海岸、名護屋漁港海岸、波戸漁港海岸、波戸岬海岸、串浦漁港海岸、馬渡島漁港海岸、外津漁港海岸、値賀海岸、仮屋漁港海岸、有浦海岸、仮屋港海岸、京泊漁港海岸、福浦漁港海岸、向島漁港海岸、駄竹漁港海岸
対象地域の現況	【位置】 ○唐津市の土器崎から日比水道北端まで、及び有人離島 6 島を含むの範囲 【自然】 ○玄界灘の高波の影響を強く受け、起伏に富んだリアス式海岸が特徴である。 ○大部分は海岸までの山付けである。 ○植生はホソバワダン・ダルマギク等が群落を形成している。 ○通年でウミネコのほか、冬季にユリカモメ、ヒドリガモ、ミヤマカラスが見られる。 【利用】 ○玄界ブロックは観光名所が多く存在しているため唐津市等と一体化した集客力を有している。特に唐津市の七ツ釜・波戸岬・名護屋城跡・呼子大橋への観光が盛んになっている。 ○この地域は漁業が盛んな地域であり、リアス海岸を利用した漁港が本域には 15 箇所ある。
整備の基本方針	【整備の方向】 ○老朽化の著しい護岸等については、その状況に応じて改築・新築等の施設整備に努める。 ○地域住民や関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、海岸線に点在する優れた観光資源を生かした海岸の利用を促進し適正な海岸保全を図る。 ○海岸線は、多くの自然が残されている。これら恵まれた自然環境・景観の維持、保全に努める。 【自然】 ○磯や海岸線の生態系の保全を図る。 【利用】 ○複雑に入り組んだリアス式海岸線を活かした自然景観の保全と利用により、地域の活性化を図る。

アジア交流、自然交流の海岸づくり

ブロック名	**伊万里湾ブロック**
海岸	星賀港海岸、切木海岸、晴気漁港海岸、高串漁港海岸、肥前海岸、大浦漁港海岸、波多津漁港海岸、波多津海岸、伊万里港海岸
対象地域の現況	【位置】 ○日比水道北端から長崎県境までの範囲（福島、鷹島除く） 【自然】 ○鷹島や福島の内海であるため穏やかな海域である。 ○海岸の大部分は山が海岸線まで迫っている。 ○唐津市肥前町沿岸のいろは島は大小48の島が浮かぶ風光明媚な景勝地が存在する。 ○伊万里川河口で動植物にとって豊かな自然を育む干潟が広がり、アシハラガニ、シギ、チドリなどが確認される。なかでも、この干潟では全国的に数少ないカブトガニの生息地である。 ○通年でウミネコのほか、冬季にユリカモメ、ヒドリガモ、ミヤマカラスが見られる。 ○背後の干拓地では、マナヅル、ナベヅルの越冬地づくりが行われている。 【利用】 ○古くから港・航路として利用されている区域であり、大規模造船所やコンビナート施設や工業団地が並ぶ人工的海岸である。伊万里港は現在、コンテナターミナルの整備により、アジア諸国との物流貿易港として発展している。 ○伊万里市では“学術研究・自然学習ブロック”を設けるなどして自然環境の保全に努めている。 ○伊万里市では今後、背後圏全体を視野に入れ海事機関の充実や物流情報化の推進など貿易機能の強化に努め、九州北部地域におけるアジアへ向けた国際貿易拠点づくり構想を掲げている。 ○湾内の穏やかな海域を利用した養殖が盛んに行われている。
整備の基本方針	【整備の方向】 ○老朽化の著しい護岸等については、その状況に応じて改築・新築等の施設整備に努める。 ○干潟に生息する動植物生育環境等生態系の保護に努める。 ○地域住民や保護団体、関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、いろは島等の観光資源を生かした海岸の利用を促進し、適正な海岸保全を図りながら、自然環境の維持・再生・整備を進めていく。 【自然】 ○松浦沿岸には少ない干潟における生態系の保全を図り、その観察を通じた環境学習の場とする。 【利用】 ○自然環境と港湾施設との調和を計りつつ、交流拠点としての地域づくりを行う。

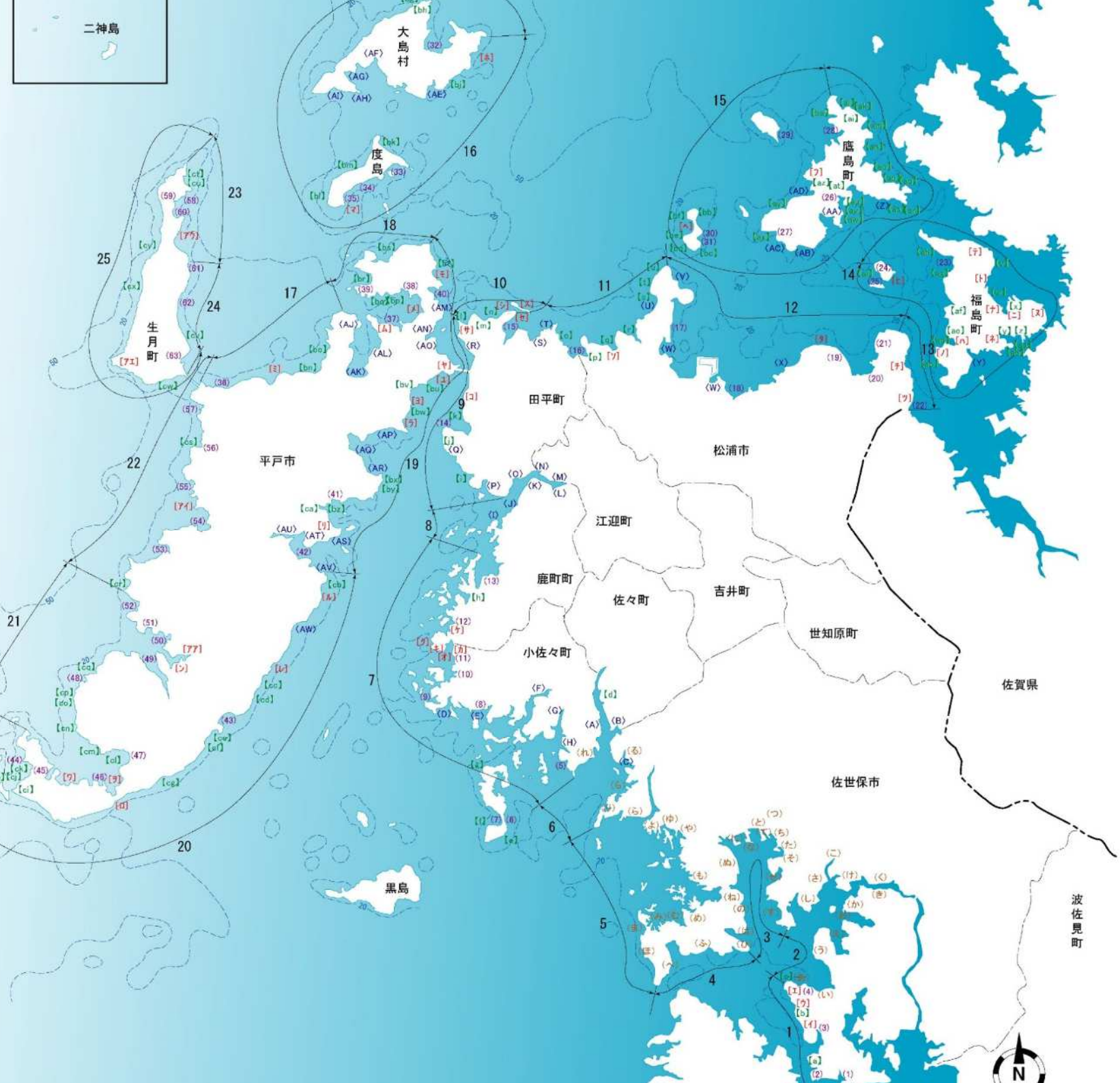
(3) 長崎県沿岸

1) 海岸のブロック区分

松浦沿岸は海岸線延長が約 866km と長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表 1.7 及び図 1.4 に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表 1.7　ブロック分割

ブロック設定条件	内　容
地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
背後地状況	背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
指定地域等	自然公園等の法的指定のかかった区間



2		(お)佐世保港(か)佐世保港(き)佐世保港(く)佐世保港(け)佐世保港(こ)佐世保港(さ)佐世保港(し)佐世保港	
3		(す)佐世保港(せ)佐世保港(そ)佐世保港(た)佐世保港(ち)佐世保港(つ)佐世保港(て)佐世保港(と)佐世保港(な)佐世保港(に)佐世保港(ぬ)佐世保港(ね)佐世保港(の)佐世保港(は)佐世保港(ひ)佐世保港	
4		(ふ)佐世保港(へ)佐世保港	
5		(ほ)佐世保港(ま)佐世保港(み)佐世保港(む)佐世保港(め)佐世保港(も)佐世保港(や)佐世保港(ゆ)佐世保港(よ)佐世保港	
6		(A)佐々港 (B)佐々港 (C)佐々港 (ら)佐世保港(り)佐世保港(る)佐世保港(れ)佐世保港	[d]長羽恵
7	[オ]上矢岳 [カ]矢岳平 [キ]水場 [ク]櫛崎 [ケ]太刀目	(D)臼ノ浦港 (E)臼ノ浦港 (F)臼ノ浦港 (G)臼ノ浦港 (H)臼ノ浦港	[e]呑 [f]崎田 [g]桜田 [h]長串
8		(I)江迎港 (J)江迎港 (K)江迎港 (L)江迎港 (M)江迎港 (N)江迎港 (O)江迎港	
9	[コ]唐舟 [サ]池尻	(P)江迎港 (Q)大瀬港 (R)田平港	[i]大瑤 [j]青砂崎 [k]神戸山
10	[シ]後平 [ス]横島北		[l]牛首 [m]弓田 [n]岡地
11	[セ]横島南 [ソ]加唐	(S)鯨ヶ浦港 (T)久岐港 (U)下田港	[o]カゲズメ [p]見国山・波津崎 [q]大崎 [r]堀田・新田 [s]血田・上血田 [t]血田鼻 [u]脚手流
12	[タ]松崎	(V)笛崎港 (W)松浦港 (X)鏡川港	
13	[チ]土肥ノ浦 [ツ]神宝		
14	[テ]黒瀬戸 [ト]矢別当 [ナ]畑下 [ニ]鯨ノ浦 [ヌ]春内瀬 [ネ]新田 [ノ]福浜 [ハ]浅ヶ谷 [ヒ]大谷	(Y)福島港	[v]里 [w]畠下 [x]一井吉 [y]春内瀬 [z]鷲の巣 [aa]小崎 [ab]小浦・磨付岩 [ac]矢納 [ad]加(1) [ae]治(2) [af]土谷 [ag]小田 [ah]中嶋代 [ai]飛島
15	[フ]中瀬 [ヘ]宝ノ浜	(Z)神埼港 (AA)原港 (AB)珠浪港 (AC)三里港 (AD)三代港	[aj]立石 [ak]柳ヶ浦 [al]留瀬 [am]浜ノ浦 [an]日比 [ao]路瀬 [ap]伊野利 [aq]真立 [ar]平瀬 [as]八水 [at]瀬津 [au]牧ノ浦(2) [av]枯崎 [aw]三里 [ax]古田 [ay]牧ノ浦(1) [az]腹浦 [ba]白浜 [bb]白岩 [bc]茶岩 [bd]長久保・赤バエ [be]宝浜 [bf]崎田
16	[ホ]西宇戸 [マ]波瓜	(AE)大島港 (AF)大島津 (AG)大鳥津 (AH)獅子吼港 (AI)獅子吼港	[bg]瀬ノ上 [bh]小浦 [bi]長崎鼻 [bj]前平 [bk]崎瀬 [bl]度島 [bm]水尻
17	[ミ]羊飾		[bn]荒崎 [bo]小浦
18	[ム]梅崎 [メ]大久保	(AJ)古江港 (AK)古江港 (AL)古江港	[bp]千代切山 [bq]広浦 [br]頭華 [bs]東田ノ浦
19	[モ]龍旋 [ヤ]南能崎 [ユ]権松 [ヨ]柳浦 [ラ]北平 [リ]見城浜	(AM)中ノ浦港 (AN)平戸港 (AO)平戸港 (AP)川内港 (AQ)川内港 (AR)川内津 (AS)鏡差港 (AT)鏡差港 (AU)鏡差港 (AV)鏡差港	[bt]神崎 [bu]権松 [bv]大野浦 [bw]大崎 [bx]景崎鼻 [by]京倉崎 [bz]中田 [ca]名切
20	[ル]赤松崎 [レ]女瀧 [ロ]船越前月	(AW)大川原港	[cb]崎辺 [cc]船木 [cd]梶明・族谷 [ce]等山 [cf]川尻 [cg]立石 [ch]見川原 [ci]戸屋久 [cj]片平石 [ck]郷子
21	[ワ]赤波江 [ヲ]船越 [ン]神船 [ア゛]中津良川		[cl]肥 [cm]女瀧崎 [cn]大志々伎 [co]尾の浦 [cp]打越 [cq]松田
22	[ア仁]入津久		[cr]馬込 [cs]番日
23	[ア゛]鯨崎浜脇		[ct]田脇 [cu]田脇第2

2) ブロック毎の海岸保全に対する考え方

松浦沿岸を分割した 25 のブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」並びに「海岸における公衆の適正な利用」の 2 つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標及び評価基準を「(別冊) 松浦沿岸海岸保全基本計画」に示す。なお、評価基準は次の 3 ランクに区分する。

◎　：　特に重要な項目
○　：　考慮すべき項目
△　：　その他の項目

表 1.8　海岸の評価指標並びに評価基準

	項目	指　標	ランク	評 価 基 準
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	・ 特定植物群落が付近に分布する。 ・ 貴重な植物が多数分布する。 ・ 貴重な動物が多数分布する。
			○	・ 貴重な植物が分布する。 ・ 貴重な動物が分布する。 ・ 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。
			△	・ 貴重な植物が分布しない。 ・ 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	◎	・ 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 ・ 周辺が国立公園に指定されている。
			○	・ 周辺が国定公園、県立公園、風致地区に指定されている。
			△	・ 景観資源が特にない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション	観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	・ 集客力の高い観光資源がある。 ・ 集客力の高いﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設がある。 ・ 海水浴場がある ・ 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
			○	・ 観光資源がある。 ・ ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設がある。
			△	・ 観光資源もﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設も特にない。
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	・ 第２種、第３種、第４種、特定第３種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 ・ 大規模な第１種漁港がある。
			○	・ 第１種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
			△	・ 漁港や漁業施設がない。
	港湾	港湾の種類	◎	・ 重要港湾がある。 ・ 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
			○	・ 地方港湾、避難港、公告水域がある。
			△	・ 港湾区域、公告水域がない。
	背後地	市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	・ 大規模な市街地が付近にある。 ・ 海岸で教育活動が行われている。 ・ 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。
			○	・ 市街地が付近にある。 ・ 海岸で日常利用が行われている。
			△	・ 市街地もなく、利用も特にない。

上記基準の下で、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、「(別冊) 松浦沿岸海岸保全基本計画」に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、良い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎：3 点、○：2 点、△：1 点とし、総合評価については、各評価の合計点数が 10～12 点を◎、7～9 点を○、4～6 点を△とし、総評点数により評価した。

第２編

海岸保全施設の整備に関する事項

イ. 海岸保全施設の考え方

松浦沿岸は長大な沿岸域であり、また、そのほとんどがリアス式で湾の向きも異なることから設計外力は場所によって異なってくる。そのため、海岸保全施設は、背後地の利用形態及び防護すべき内容に応じて適切に評価された設計外力のもとで整備される必要がある。また、この設計外力を超え、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるための危機管理対応等、ソフト面からの対応を図ることによって総体的な安全度を確保することが必要である。

さらに、防護、環境及び利用の調和した整備を実現するには、地域住民との十分な合意形成が必要となる。

ロ. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域及び区域一覧は「(別冊) 松浦沿岸海岸保全基本計画」に示すとおりとする。

整備する区域の選定にあたっては、これらの区域の中から

- 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸。
- 既に海岸保全施設が整備されている海岸においては、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸。
- 海岸環境の設備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸。

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、改良に関する工事を施工しようとする区間とする。

ハ. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模を「(別冊) 松浦沿岸海岸保全基本計画」に示す。

ニ. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益を受ける地域とその状況を「(別冊) 松浦沿岸海岸保全基本計画」に示す。

ホ. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行うとともに、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努める。特に、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を「(別冊) 松浦沿岸海岸保全基本計画」に示す。

第３編

海岸保全に関するその他の重要事項

イ．関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合を確保する。

松浦沿岸は総延長 1,175km、隣接する関係市町は 5 市 2 町に及び、本計画策定区域に関係する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

(1) 関連する諸法

・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法、砂防法、社会資本整備重点化法等

・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、水質自然保護法

・土地改良法

・農業振興地域の整備に関する法律

(2) 関連する諸計画

・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）

・ 防災計画

・ 地域計画（長期総合計画、関連市町村総合計画等）

・ 環境基本計画、関係市町村環境基本計画

ロ．関係行政機関との連携調整

海岸保全施設整備の実施にあたっては、海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

ハ．地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう実施段階においても現地見学会や勉強会等を実施し、海岸保全に関する地域住民の意識の向上を図ることで、将来的な維持管理等にも積極的に参加できるような環境を形成して行く。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じて説明会や広報誌を通じた情報の配信を進め、事業の透明性の向上を図るため海岸整備に関する情報を広く公開する。

ニ．調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

ホ．計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、定期的な状況の把握及び評価を実施することを基本とし、その結果に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。また、気候変動の予測には不確実性が伴うため、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の知見及び予測結果の把握に努め、これらを踏まえ、防護水準等についても適切な時期に見直しを行うものとする。

別　冊

松浦沿岸海岸保全基本計画（案）

令和●年●月

佐　　賀　　県

表2-1　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	~~01~~ 01-1 01-2 01-3	唐津湾ブロック	浜崎漁港	~~浜崎~~ 渕上北 渕上中 浜崎南		唐津市浜玉町大字渕上	（漁）	護岸、養浜、突堤、離岸堤	~~○~~	1,770	4.10	1,770	2.74～4.18	唐津市	森林	当該海岸の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、砂浜の地形変化状況及び背後地への影響について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策	広大な砂浜と背後の松原景観の保全に努める。 利用の増加による環境面などの変化に配慮する。 砂浜海岸の貴重な塩生植物群や生態系の保全を図る。	砂浜を活かしたレクレーションの場づくりを行う
	02		浜玉海岸	浜崎		唐津市浜玉町大字浜崎	（河）	護岸、養浜、離岸堤		1,250	-	1,250		唐津市	森林	当該海岸の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、砂浜の地形変化状況及び背後地への影響について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策		
	03-1		唐津港	東の浜		唐津市東唐津	（港）	護岸、養浜	○	1,114	2.90	1,114	2.54～5.70	唐津市	住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策		
	03-2		唐津港	西の浜		唐津市西ノ浜	（港）	護岸、養浜、突堤、離岸堤	○	2,480	2.90	2,480		唐津市	住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策		
	03-3		唐津港	大島		唐津市西大島～東大島	（港）	護岸	○	423	2.40	423		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	03-4		唐津港	妙見		唐津市二タ子	（港）	護岸	○	208	2.70	208		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	03-5		唐津港	海岸通		唐津市海岸通	（港）	護岸	○	723	1.90	723		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~03-7~~ 03-6		唐津港	佐志		唐津市佐志浜町	（港）	護岸	○	114	3.20	114		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	~~04~~ 04-1 04-2	唐津湾ブロック	高島漁港	~~高島~~ 高島東 高島西		唐津市高島	（漁）	護岸	○	1,275	3.40	1,275	2.54～5.70	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	広大な砂浜と背後の松原景観の保全に努める。 利用の増加による環境面などの変化に配慮する。 砂浜海岸の貴重な塩生植物群や生態系の保全を図る。	砂浜を活かしたレクレーションの場づくりを行う
	05		唐房漁港	唐房		唐津市唐房	（漁）	護岸	○	不明	不明	不明		唐津市	住宅地、森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~06~~ 06-1 06-2		相賀漁港	~~相賀~~ 相賀西 相賀東		唐津市相賀	（漁）	護岸、養浜	○	1,109	3.40	1,109		唐津市	住宅地	堤防の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	07		唐津海岸	相賀		唐津市湊町～相賀	（河）	護岸	○	1,010	5.10	1,010		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策		
	08-1		湊浜漁港	湊浜南		唐津市湊町	（漁）	護岸	○	310	4.20	310	2.54～4.20	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	08-2		湊浜漁港	湊浜北		唐津市湊町	（漁）	護岸	○	960	5.10	960		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	09-1		神集島漁港	神集島南		唐津市神集島	（漁）	護岸	○	900	3.80	900		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	09-2		神集島漁港	神集島中		唐津市神集島	（漁）	護岸、養浜、突堤、離岸堤	○	285	不明	285		唐津市	住宅地、森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~09-2~~ 09-3		神集島漁港	神集島北		唐津市神集島	（漁）	護岸	○	1,640	3.60	1,640		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	~~10~~ 10-1 10-2	唐津湾ブロック	屋形石漁港	~~屋形石~~ 屋形石南 屋形石北		唐津市屋形石	（漁）	護岸	○	210	3.60	210	2.54～4.20	唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	磯や海岸線の生態系の保全を図る。 複雑に入り組んだリアスしく海岸を活かした自然景観との調和を図る。	海岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
	11	玄海ブロック	小友漁港	小友		唐津市呼子町大字呼子	（漁）	護岸、突堤、養浜	○	1,969	5.00	1,969		唐津市	住宅地	護岸、突堤の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	12		呼子漁港	呼子		唐津市呼子町大字呼子	（漁）	護岸	○	590	2.10	590		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	13-1		呼子港	呼子		唐津市呼子町大字呼子	（港）	護岸	○	1,026	2.40	1,026		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	13-2		呼子港	殿の浦		唐津市呼子町殿ノ浦	（港）	護岸	○	1,163	~~2.10~~ 3.50	1,163		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	14-1		加部島漁港	加部島		唐津市呼子町大字加部島	（漁）	護岸	○	290	3.40	290		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	14-2		加部島漁港	小浜		唐津市呼子町大字加部島	（漁）	護岸	○	280	3.20	280		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	14-3		加部島漁港	片島		唐津市呼子町大字加部島	（漁）	護岸	○	1,400	2.50	1,400		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~18~~ 15		名護屋漁港	名護屋		唐津市鎮西町大字名護屋	（漁）	護岸、樋門	○	8,081	3.00	8,081		唐津市	住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	~~19~~ 16	玄海ブロック	波戸漁港	波戸		唐津市鎮西町大字名護屋	（漁）	護岸	○	570	3.50	570	2.54～4.20	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	磯や海岸線の生態系の保全を図る。 複雑に入り組んだリアスしく海岸を活かした自然景観との調和を図る。	海岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
	~~15~~ 17-1 17-2 17-3		小川島漁港	~~小川島~~ 小川島北 小川島南 小川島西		唐津市呼子町大字小川島	（漁）	護岸	○	860	5.50	860		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	18		大泊漁港	大泊		唐津市鎮西町大字加唐島	（漁）	護岸	○	不明	不明	不明		唐津市	住宅地、森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~16~~ 19		加唐島漁港	加唐島		唐津市鎮西町大字加唐島	（漁）	護岸	○	166	–	166	2.44～6.50	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~17~~ 20		松島漁港	松島		唐津市鎮西町大字加唐島	（漁）	護岸	○	160	2.50	160		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~22~~ 21		馬渡島漁港	馬渡島		唐津市鎮西町大字馬渡島	（漁）	護岸		550	4.20	550		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~20~~ 22		鎮西	波戸		唐津市鎮西町大字波戸	（河）	護岸、突堤	○	6.50	3.50	6.50	2.54～3.90	唐津市	住宅地	護岸、突堤の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策		
	~~21~~ 23		串浦漁港	串浦		唐津市鎮西町大字串	（漁）	護岸	○	2,000	3.10	2,000		唐津市	棚田、森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~23~~ 24		外津漁港	外津		玄海町大字今村	（漁）	護岸	○	700	3.00	700		玄海町	住宅地	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	~~24~~　25	玄海ブロック	値賀	普恩寺		玄海町大字普恩寺	（農）	護岸	○	170	3.50	170	2.54～3.90	玄海町	森林	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策	磯や海岸線の生態系の保全を図る。 複雑に入り組んだリアスしく海岸を活かした自然景観との調和を図る。	海岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
	~~25~~　26		仮屋漁港	仮屋		玄海町大字仮屋	（漁）	護岸		1,590	2.90	1,590		玄海町	住宅地	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策		
	~~26-1~~　27-1		有浦	新田		玄海町大字新田	（農）	護岸、樋門		1,440	3.50	1,440	2.74～3.00	玄海町	工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~26-2~~　27-2		有浦	大串新田		玄海町大字大串	（農）	護岸、樋門		240	3.50	240		玄海町	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~27~~　28		仮屋港	鶴牧		唐津市肥前町大字鶴牧	（港）	護岸		1,485	3.00	1,485		唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~28~~　29		京泊漁港	京泊		唐津市肥前町大字納所	（漁）	護岸	○	750	4.80	750	2.64～3.80	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~29~~		~~福浦漁港~~	~~福浦~~		~~唐津市肥前町大字納所~~	~~（漁）~~	~~護岸~~		~~830~~	-			~~唐津市~~	~~棚田~~	~~護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。~~	~~高潮対策~~		
	30		向島漁港	向島		唐津市肥前町大字向島	（漁）	護岸		550	3.80	550	2.64～3.80	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	31		駄竹漁港	駄竹		唐津市肥前町大字納所	（漁）	護岸	○	950	3.50	950		唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	32	伊万里湾ブロック	星賀港	星賀		唐津市肥前町大字星賀	（港）	護岸		1,239	2.60	1,239	2.84～3.50	唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	松浦沿岸には少ない干潟における生態系の保全を図る。	干潟の生物の観察を通じ環境学習の場としての活用を図る。 自然環境と港湾施設との調和を図りつつ、交流拠点としての地域づくりを行う。
	33-1		切木	星賀		唐津市肥前町大字星賀	（農）	護岸		100	3.50	100		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	33-2		切木	入野		唐津市肥前町大字入野	（農）	護岸		1,110	3.50	1,110		唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策		
	33-3		切木	満越		唐津市肥前町大字満越	（農）	護岸、樋門	○	170	3.50	170	3.14～3.50	唐津市	棚田	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	33-4		切木	中浦		唐津市肥前町大字中浦	（農）	護岸	○	230	3.50	230		唐津市	棚田	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	33-5		切木	杉の浦		唐津市肥前町大字杉野浦	（農）	護岸、樋門	○	170	3.50	170		唐津市	棚田	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	33-6		切木	湯野浦		唐津市肥前町大字湯野浦	（農）	護岸、樋門	○	120	3.50	120		唐津市	棚田	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	34		晴気漁港	晴気		唐津市肥前町大字入野	（漁）	護岸		1,318	3.50	1,318	2.84～3.50	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	35		高串漁港	高串		唐津市肥前町大字田野	（漁）	護岸		5,350	3.60	5,350		唐津市	住宅地、森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	36	伊万里湾ブロック	肥前	満越		唐津市肥前町大字満越	（河）	護岸、突堤	○	770	3.00	770	3.14～3.50	唐津市	棚田	護岸、突堤の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策	松浦沿岸には少ない干潟における生態系の保全を図る。	干潟の生物の観察を通じ環境学習の場としての活用を図る。 自然環境と港湾施設との調和を図りつつ、交流拠点としての地域づくりを行う。
	37		大浦漁港	大浦		唐津市肥前町大字大浦～満越	（漁）	護岸	○	2,780	2.80	2,780		唐津市	棚田	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	38		波多津漁港	波多津		伊万里市波多津町	（漁）	護岸	○	1,893	2.40	1,893		伊万里市	住宅地	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策		
	39		波多津	辻		伊万里市波多津町	（農）	護岸、樋門	○	1,490	3.50	1,490		伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮・侵食対策		
	~~39-5~~ 40-1		波多津	馬蛤潟		伊万里市波多津町	（農）	護岸、樋門	○	610	3.50	610		伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~39-6~~ 40-2		波多津	煤屋		伊万里市波多津町	（農）	護岸、樋門	○	380	3.50	380		伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~40-1~~ 41-1 41-2 41-3 41-4 41-5		伊万里港	波多津	煤屋地先海岸(五) 煤屋地先海岸(四) 煤屋地先海岸(三) 煤屋地先海岸(二) 煤屋地先海岸(一)	伊万里市波多津町	（港）	護岸、堤防、養浜、突堤、離岸堤、樋門	○	2,342	2.80	2,342		伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~40-2~~ 42-1 42-2 42-3 42-4 42-5 42-6		伊万里港	黒川	福田地先海岸 福田地先海岸の(四) 福田地先海岸の(三) 福田地先海岸の(二) 福田地先海岸の(一) 黒塩地先海岸	伊万里市黒川町～瀬戸町	（港）	護岸、堤防、樋門	○	4,711	2.30	4,711		伊万里市	工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	43		伊万里港	黒川北		伊万里市黒川町	（港）	護岸、樋門	○	469	不明	469		伊万里市	住宅地、森林、耕地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	44		伊万里港	黒川南		伊万里市黒川町	（港）	護岸、樋門	○	2,020	不明	2,020		伊万里市	住宅地、森林、耕地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

表2-1　海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ）海岸保全施設を整備しようとする区域							ハ）海岸保全施設の種類、規模及び配置等						ニ）海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ）維持又は修繕の方法	その他		
県名	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地先	地区	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模（現況）		施設規模（計画）		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
										延長（m）	代表天端高（T.P.m）	延長（m）	代表天端高（T.P.m）	地域	状況		防護施策	配慮事項	
																		自然環境面	利用面
佐賀県	45	伊万里湾ブロック	伊万里港	黒川・伊万里		伊万里市黒川町～瀬戸町	（港）	護岸、堤防、樋門	○	0.360	不明	0.360	3.14～3.50	伊万里市	住宅地、森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	松浦沿岸には少ない干潟における生態系の保全を図る。	干潟の生物の観察を通じ環境学習の場としての活用を図る。 自然環境と港湾施設との調和を図りつつ、交流拠点としての地域づくりを行う。
	46		伊万里港	瀬戸		伊万里市瀬戸町	（港）	護岸	○	0.103	不明	0.103		伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~40-3~~ 47-1 47-2 47-3 47-4 47-5		伊万里港	伊万里	瀬戸畳瀬 瀬戸地先海岸の(四) 瀬戸地先海岸の(三) 瀬戸地先海岸の(二) 瀬戸地先海岸の(一)	伊万里市瀬戸町～楠久町	（港）	護岸、堤防、樋門	○	4,053	3.80	4,053	3.44～3.80	伊万里市	耕地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	48		伊万里港	木須		伊万里市木須町	（港）	護岸、樋門		0.495	不明	0.495		伊万里市	住宅地、耕地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~39-7~~ 49		伊万里港	東山代		伊万里市二里町	（農）	護岸、堤防、樋門	~~○~~	2,430	3.50	2,430		伊万里市	耕地、工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	50-1 50-2 50-3		伊万里港	東山代	里地先海岸 里地先海岸の(二)	伊万里市東山代町	（港）	護岸、堤防、樋門 護岸		3,031 0.618 1,009	不明 不明	3,031 0.618 1,009		伊万里市	耕地、工業地 耕地、工業地、住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	51		伊万里港	東山代・山代		伊万里市東山代町	（港）	護岸、堤防、樋門		0.878	不明	0.878		伊万里市	工業地、住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	~~40-4~~ 52-1 52-2 52-3 52-4 52-5 52-6 52-7 52-8 52-9 52-10 52-11 52-12		伊万里港	山代	楠久地先海岸の(四) 楠久地先海岸の(三) 楠久地先海岸の(二) 楠久津地先海岸(三) 楠久津地先海岸(二) 楠久・楠久津 久原峰地先海岸 久原地先海岸(六) 久原地先海岸(五) 久原地先海岸の(ハ) 立岩地先海岸の(二) 浦の崎海岸	伊万里市山代町	（港）	護岸、堤防、樋門	○	9,901	2.80	9,901	2.74～3.20	伊万里市	工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	53		伊万里港	波瀬		伊万里市山代町	（港）	護岸、堤防	○	0.700	不明	0.700		伊万里市	住宅地、森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

注）記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。
注）「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第１条の２第１項第２号ロに定める。
注）本表の計画天端高については、個別施設検討時に再度設計することに留意

※所管：（河）水管理・国土保全局、（港）港湾局、（水）水産庁、（農）農村振興局

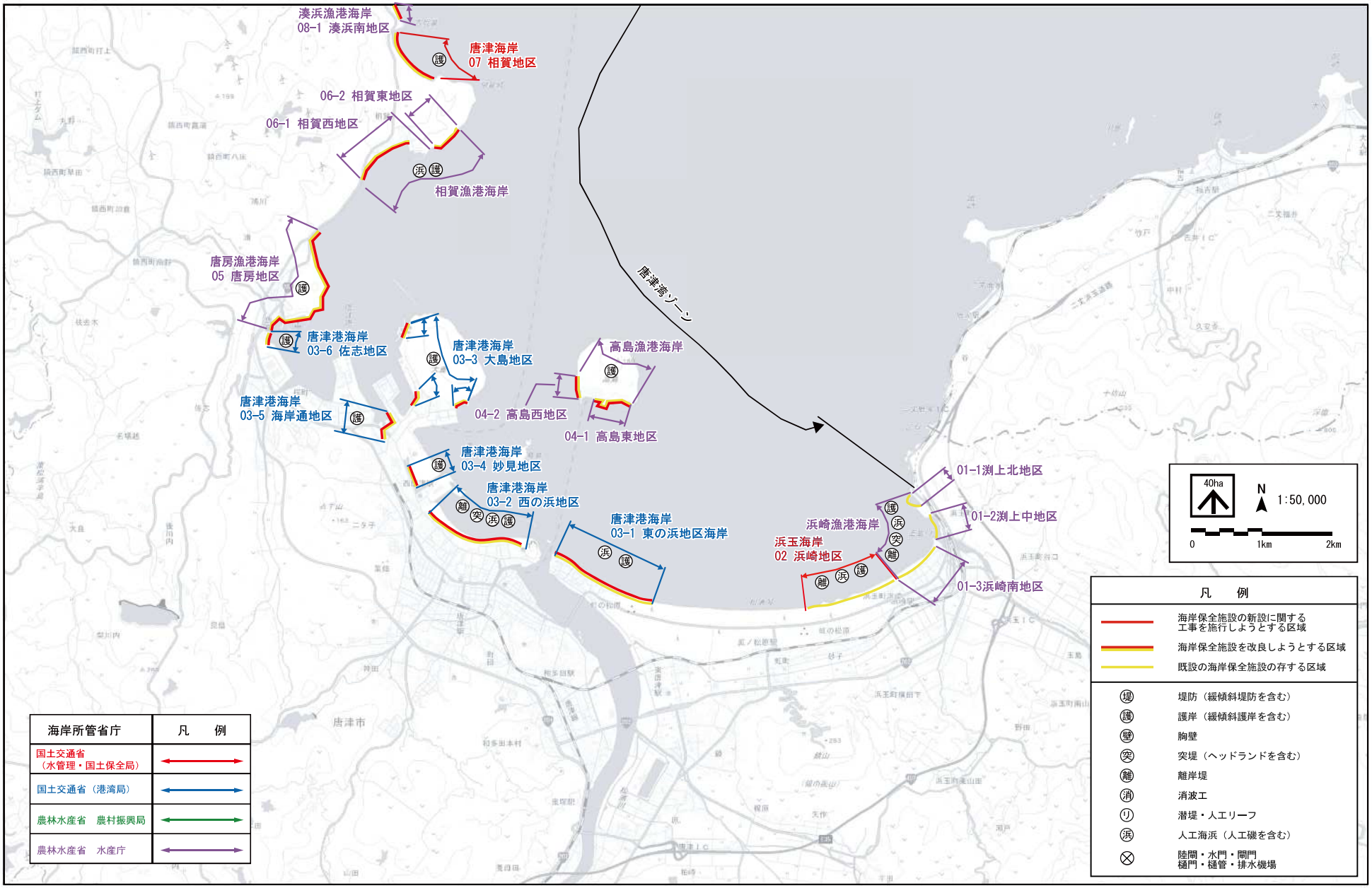


図2.1 海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置図：（佐賀県 1/5）

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 45
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

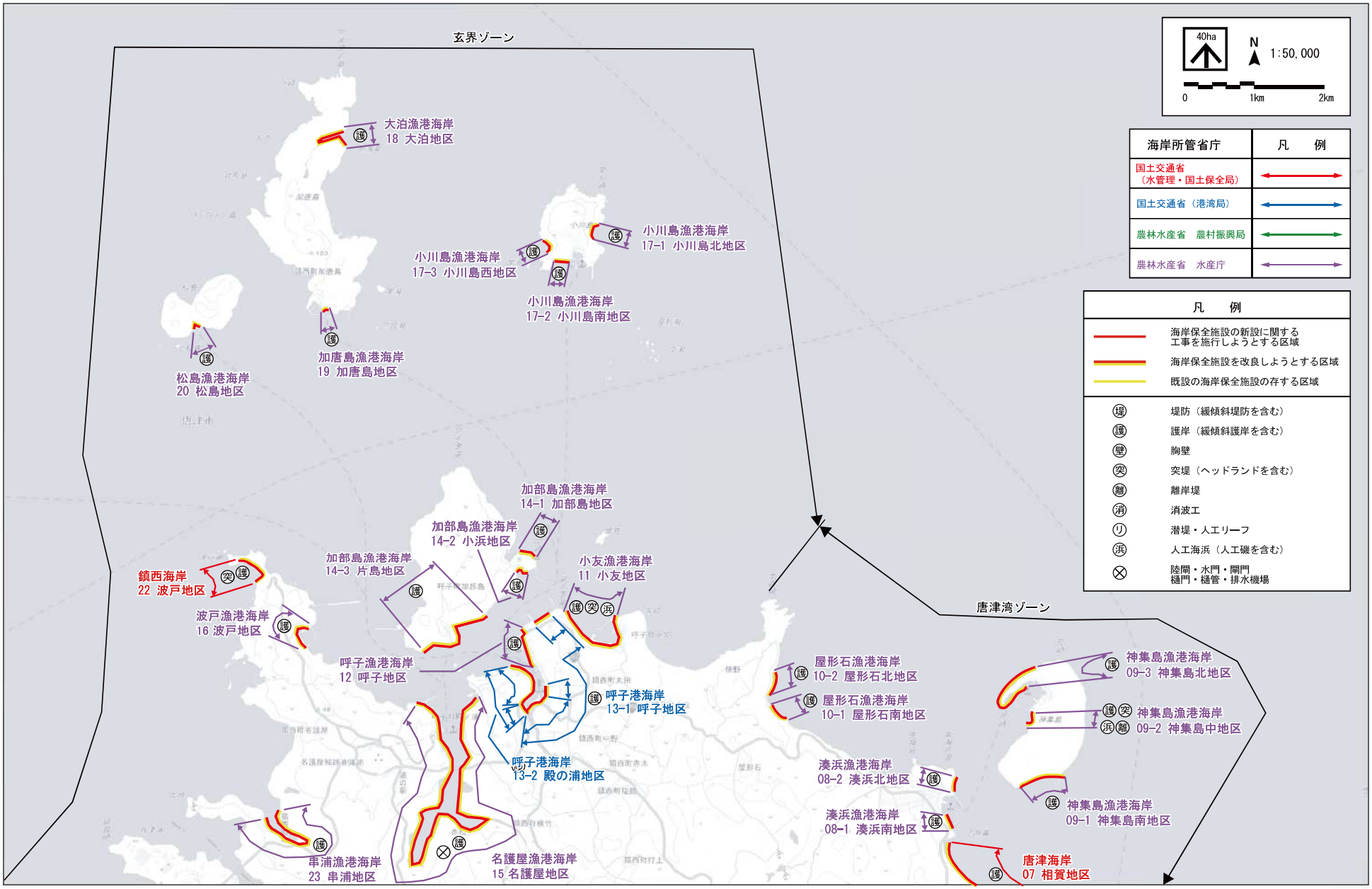


図2.1　海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置図：（佐賀県　2/5）

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 45
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

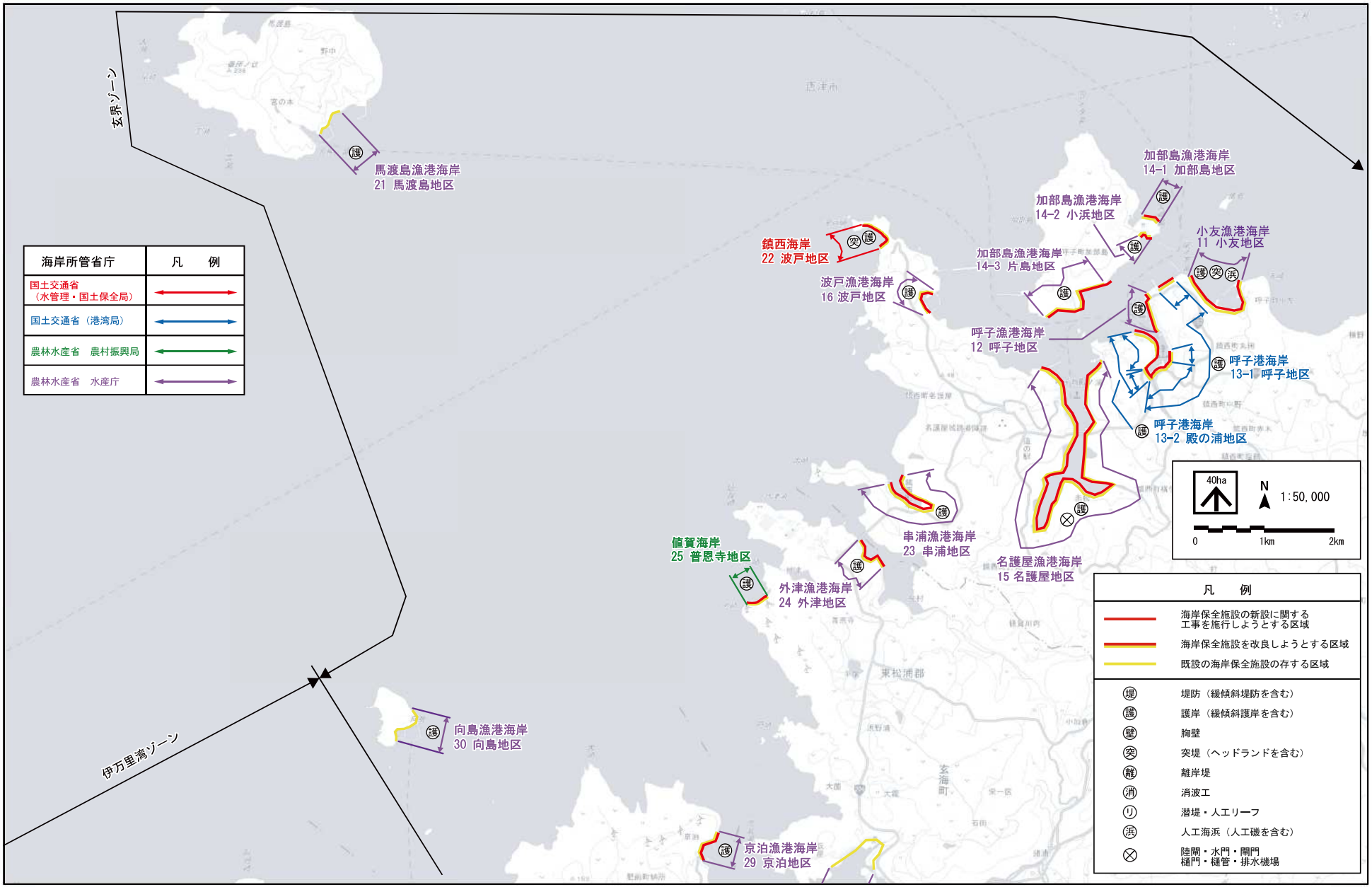


図2.1　海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置図：（佐賀県　3/5）

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 45
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

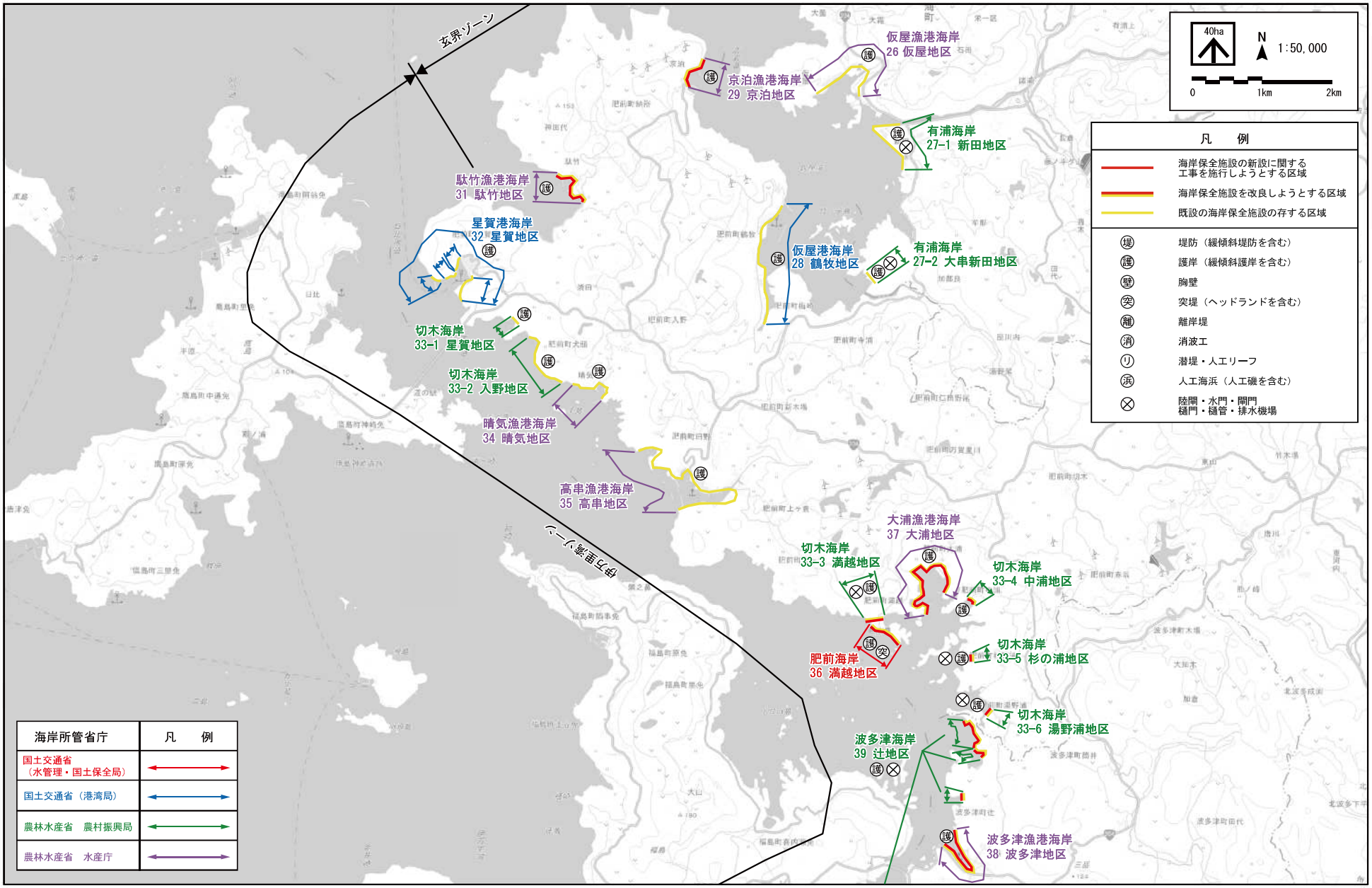


図2.1　海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置図：（佐賀県　4/5）

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 45
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

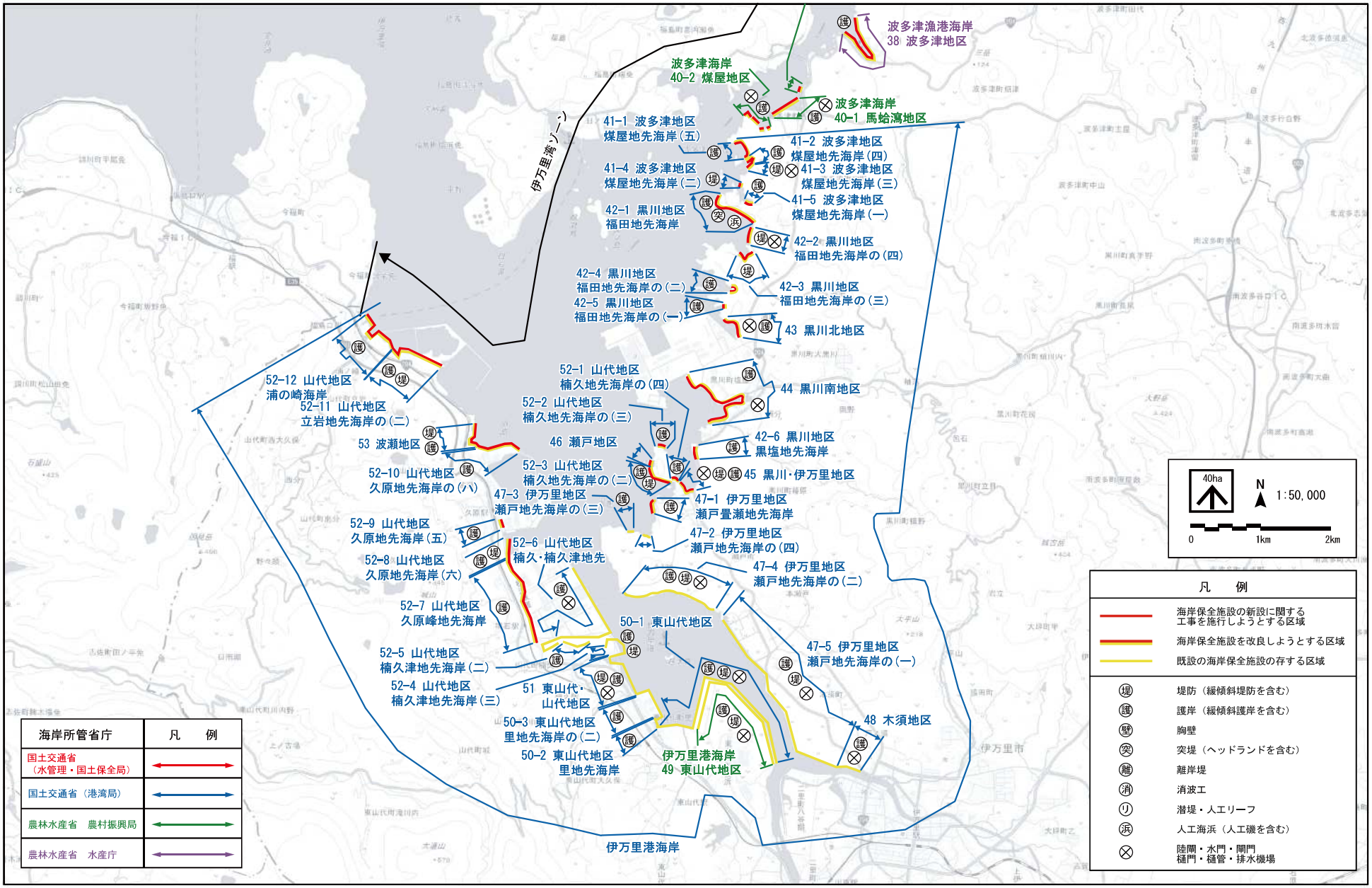


図2.1 海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置図：（佐賀県 5/5）

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 45
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。